

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成28年5月10日(火曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 零時10分 散会

## 付託事件

(1) 平成27年請願第1号, 平成27年請願第2号, 平成27年請願第6号

(2) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 請願審査

① 平成27年請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める請願

② 平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願

③ 平成27年請願第6号 学校図書館に専任の学校司書の配置を求める請願

### (2) 報告事項

① 水戸市DV対策基本計画について (子ども課)

② 旧山根小学校跡地利活用に係る事業提案公募の実施について (教育企画課・学校施設課)

③ 水戸市生涯学習推進基本計画(第4次)について (生涯学習課)

④ 水戸市青少年・若者育成基本計画(第2次)について (生涯学習課)

### (3) その他

## 2 出席委員(6名)

委員長 田 口 米 蔵 君 副委員長 堀 江 恵 子 君

委員 田 中 真 己 君 委員 木 本 信 太 郎 君

委員 高 倉 富 士 男 君 委員 袴 塚 孝 雄 君

## 3 欠席委員(なし)

## 4 委員外議員出席者(なし)

## 5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長 秋 葉 宗 志 君

保健福祉部長  
兼福祉事務所  
長 根 本 一 夫 君 保健福祉部  
参 長 須 賀 良 明 君

福祉事務所  
参事兼  
子ども課長 柴 崎 佳 子 君 保健福祉部  
参事兼  
国保年金課長 川 津 英 臣 君

保健福祉部 参事兼保健 センター所長	大曾根 明子 君	福祉総務課長	小山 忠 君
生活福祉課長	斉藤 博之 君	障害福祉課長	平澤 健一 君
高齢福祉課長	谷津 好行 君	介護保険課長	荻沼 学 君
保健所準備 課長	小林 秀一郎 君		
消防長	清水 修 君	消防次長	大津 孝司 君
消防本部技監	綿引 信明 君	消防本部 参事兼 消防総務課長	小泉 直紀 君
消防本部 参事兼 消防救助課長	大越 唯行 君	北消防署長	鈴木 豊 君
南消防署長	石川 隆 君	火災予防課長	大内 康弘 君
救急課長	石田 宏一 君		
教育長	本多 清峰 君	教育部長	七字 裕二 君
教育委員会 事務局教育部 参事	今川 宗男 君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 学校教育課長	鈴木 秀樹 君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 中央図書館長	五上 義隆 君	総合教育研究 所長	小野 司寿男 君
教育企画課長	三宅 修 君	幼児教育課長	鈴木 功 君
学校施設課長	埴 敏之 君	生涯学習課長	大澤 秀樹 君
歴史文化財 課長	白石 嘉亮 君	総合教育 研究所副所長	小川 佐栄子 君
内原中央公民 館長	龍田 理 君		

6 事務局職員出席者

書記	嘉成 将大 君	書記	大内 しおり 君
----	---------	----	----------

午前10時 2分 開議

○田口委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、当委員会に付託され、継続審査となっております請願審査についてであります。

初めに、平成27年請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める請願及び平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願を議題といたします。

これらの請願につきましては、本日のところは、継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

次に、平成27年請願第6号 学校図書館に専任の学校司書の配置を求める請願を議題といたします。

それでは、本請願につきましては、本日、執行部から、4月11日の当委員会で請求いたしました資料の提出を受けておりますので、初めに執行部から資料の説明を願います。

五上参事兼中央図書館長。

○五上教育委員会事務局教育部参事兼中央図書館長 おはようございます。

それでは、学校図書館支援事業について、中央図書館提出資料によりまして御説明いたします。

初めに、1の目的でございますが、学校図書館で読書習慣を身につけ、本との出会いを通し生きる力と豊かな感性を育むことができるよう、学校図書館の充実に向けた支援を強化することを目的といたします。

続いて、2の学校図書館の現況でございます。

(1)といたしまして、市内の小学校、中学校、義務教育学校46校に司書教諭が配置されております。学校図書館を活用した調べ学習を実施するほか、学級文庫等を設置し、読書の奨励を行っております。

(2)の学校図書館ボランティアの取り組みについてでございますが、読み聞かせやブックトークの実施のほか、学校図書館内の図書整理など環境整備を行っていただいております。

(3)の図書館からの支援といたしましては、団体貸し出しによる教科活動を補助する資料の支援や出前講座の実施、また、1日図書館員や職場体験学習の受け入れ等を行っております。

続きまして、3の平成28年度以降の取り組みにつきましては、今年度、5名の嘱託司書職員を支援員として配置し、学校図書館担当教諭や学校図書館ボランティアと連携いたしまして、学校図書館の活性化支援を行ってまいります。

支援の内容につきましては、(1)の学校図書館蔵書のデータベース化による蔵書管理システムの構築、(2)といたしまして、学校図書館内の環境整備、(3)といたしまして、学校図書館運営等へのアドバイス、(4)の各種情報の提供等でございます。

なお、学校によりまして図書館の状況に違いがございますので、各学校に合わせた支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、4の運営・進行管理でございますが、基本は支援員による巡回指導を行ってまいります。1日の作業が終了いたしましたら作業報告書を作成し、各学校、総合教育研究所等と情報の共有を行ってまいります。また、学校図書館担当教諭や学校図書館ボランティアと定期的に打ち合わせなどを行い、各学校の進捗状況や要望等を運営指導に反映してまいりたいと考えております。

ページを返していただきまして、5の今後のスケジュールでございますが、平成28年度、今年度は、学校図書館支援事業連絡会議の開催のほか、小学校での支援を行ってまいります。支援内容につきましては、記載のとおりでございますが、今年度はデータベース化の準備作業といたしまして、登録候補図書、除籍候補図書の選定が主な作業になると考えております。

平成29年度につきましては、小学校の支援とあわせて、中学校についての支援を開始してまいります。支援内容につきましては、小学校と同様の内容でございます。

平成30年度以降は継続して支援を続けてまいります。

また、電子化された蔵書目録台帳の作成や、各学校図書館内での貸し出しや検索システム、こちらの構築を行ってまいります。

次に、3ページをごらんください。

学校図書館支援体制を実施しております。中央図書館の図書係に学校図書館支援担当を配置しまして、支援員、総合教育研究所、各学校の図書館担当教諭と連携をとりながら事業を進めてまいります。

下段の表につきましては、市内の小学校32校を6日で1回訪問する基本的な計画でございますが、こちらは作業内容、各学校の進捗状況、また学校の行事等に合わせて、柔軟な対応をしてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

**○田口委員長** それでは、ただいま説明を受けた資料について、委員より御質問等ございましたら、発言願います。

高倉委員。

**○高倉委員** 前回、委員会で請求させていただきました資料を、今回提出していただきまして、ありがとうございました。

今年度から学校図書館支援事業を実施されるということで、当委員会のほうに学校司書の配置を求める請願も出されているということで、ちょっと市のほうの取り組みについて、その状況を伺うために、今回資料を提出していただきました。

今、御説明がございましたけれども、市としても、学校図書館の支援の強化、学校図書館の強化に向けての支援を行っていくということで、今回、平成28年度から、まずは平成30年度まで3年間の、こういった取り組みも明確にさせていただいたということで、ある意味、一歩前進されているのかなという感じがしました。

今回こういう請願が出てきたのは、国のほうの学校図書館法の改正があって、学校司書を設置しなさいよと、そういう努力義務が課されたというのが、一つのきっかけになっているのかなと思いますけれども、市としても、こういう形で取り組みを始められたということですから、まずはこの取り組みの中で、しっかり

と課題であるとか、いろんなことを明確にさせていただいて、今後どういう学校司書のあり方が望ましいのかということをしっかり検討していただきたいなというふうに思っております。

各学校によって、いろいろ状況も違うと思うんですが、一つお聞きしたいのは、今、各学校に、学校司書じゃなくて司書教諭というのがいらっしゃると思います。12学級以上の学校には全て配置しなさいよということで、ここの中でも、今、各小中学校46校に司書教諭が配置をされているということですが、今、司書教諭のお仕事というのはどういう状況なんでしょうか。学校図書室であるとか学校図書館の仕事について、司書教諭が十分な時間をとれるのか、またとっていらっしゃるのか。その状況がわかれば、ちょっとお聞かせいただければなと思います。

○田口委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

司書教諭につきましては、学校図書館法第5条に規定されておまして、司書教諭講習を修了した主幹教諭をもって充てられております。先ほどお話がありましたように、12学級以上の学校には必ず置くこととなっておりますが、それ以下の学校については必置とはなっておりません。

司書教諭は、現在、水戸市におきましては、12学級以下の2つの学校で、まだ配置されていない状況がございますけれども、今後配置する方向での検討を進めていきたいと思っております。

また、司書教諭は、学級担任等を担当しており、司書教諭と兼務しているということもありますので、十分な時間をとれるかということにつきましては、完全ではないかもしれませんが、実際、学校図書館を活用した教育活動の企画であるとか、児童、生徒の読書指導計画の立案であるとか、そういったことを請け負っております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 今、2校ではまだですけども、46校に司書教諭が配置されているということで、担任なんかを持たれていたりするということで、やはり十分には、そういう図書館の業務になかなか携われない部分もあるのかなというふうには思っております。ただ、学校全体をつかさどる、やはりそういう専門的な知識を持っている先生でありますので、今後は、支援員ですか、こういう方とうまく連携していただいて、やはり司書教諭と支援員が十分に相互協力して、効果を発揮できるような形をとっていただければなというふうに思っております。

これ、資格的にちょっと、どういう位置づけなのかなというのが、私もなかなかわからないんですが、今回、学校司書というのも、ようやく法的な位置づけになったばかりということで、これからいろんなことに取り組んでいかなきゃならない、また課題も整理していかなきゃならない部分があるのかなと思っております。

それと、今回の法改正の中で、学校司書を配置するという取り組みとともに、こういうのもあったんですね。学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないと、こういう法律の改正もあったわけですけども、この辺の資質の向上、また研修、こういったものは、どういったふうに取り組んでいかれるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○田口委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 学校司書の資質の向上という取り組みなんですけれども、今回の学校図書館法の改正の附則のところで、検討事項といたしまして、国におきまして、学校司書としての資格のあり方、その養成のあり方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされております。そういった通知を待ちまして、それを踏まえた形での、市として研修にも取り組んでいきたいと考えております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 それと、今回の支援員については、司書の資格を持っている方でよろしいんですね。

○田口委員長 五上参事兼中央図書館長。

○五上教育委員会事務局教育部参事兼中央図書館長 今回の支援員は全員、司書の資格を持っております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。司書の資格を持っていらっしゃるというのが一番大事かなと思うんですが、今の資質の向上とか研修とかありましたけれども、これは一つの提案でございますけれども、例えば文科省のほうの資料を見ると、学校司書という資格のほかに、司書補というものもあるということが載っております。これは司書であると、かなり大学とかで学んで、時間もかかるということもありますけれども、司書補の資格というと、短期で集中的に学ぶことによって得られる資格でもあるということで、今後、そういう研修であるとか、また、新たな人員を許可するという場合には、そういう司書補というような資格も取らせていくというような考え方も一つあるのかなと思います。

とにかく人員をふやすということは、財政的な負担もかなりあると思うので、これはこれからの検討課題になると思うので、今回の支援事業の取り組み、またそこで、いろんな事業の評価もしていただきながら、今後の学校図書館の充実ということに向けて取り組んでいただきたいなというふうに考えております。

ですので、請願については、私も願意としては、これは当然賛同するんですが、まだ、各小学校に1人配置すべきかどうかということも含めて、この事業の推移の中で、やはりしっかりと検証していかなきゃならないというふうにも考えておりますので、私としては、この内容については、趣旨は賛同していきたいなというふうに思っております。

○田口委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 請願審査にかかわっての審議なんですけれども、かねてより私は、学校図書館に専任の学校司書の配置を求める請願については趣旨に賛同するので採択すべきだということを申し上げてきたんですけれども、その考えは変わらないんですが、せっかく資料を出していただいたので、幾つかお聞きしたいと思うんですけれども、今やりとりがあった中でも、基本的には、いわゆる46校に司書教諭は配置されているけれども、担任も持っている、いわゆる兼務という形だということだったと思うんですが、今回、図書館サイドから支援をするということは、もちろん大きな前進だと私も思っているんですけれども、その取り組む中身について、これは水戸市立図書館協議会などでも意見を申し上げたんですけれども、基本的には蔵書の管理をすると、あるいは環境整備をするというお話なんですけれども、この2ページにもありますように、登録候補図書の選定ですとか除籍ですね。そこから早い話、捨てる図書を選ぶんだと思うんですけれども、学

校それぞれの学校図書館の現状を、より高い水準に平準化していくというんでしょうか、そういうレベルアップしていくという意味では、まずもって必要な作業だと私も思うんですけれども。基本的に、せっかく司書が巡回し、配置されるということであれば、直接子どもたちと、例えば読み聞かせをすとか、本の紹介をすとかという、そういうことはないのかなというふうに思ったんですけれども、その辺は、この3カ年では、スケジュールの中にはないようなんだけれども、場合によってはあり得るということなのか、学校ごとによって状況が違うのでというお話もあるんですけれども、その辺はどういうふうにお考えなのか。これは図書館サイドなのか、学校サイドなのかという問題もあるんだと思うんですけれども、その辺のお考えをちょっと聞きたいと思っています。

それとあわせて、こういったことをやりつつ、やっぱり専任化の方が、学校にいるといたないでは大きく変わってくるのかなと。例えば蔵書が非常に充実したとしても、図書館があいていなければ使えないわけなので、ですから、その辺の見通しも含めて、このスケジュールの先になるかもしれないんですけれども、どのようなお考えなのか、あわせてお聞かせいただければと思います。

○田口委員長 五上参事兼中央図書館長。

○五上教育委員会事務局教育部参事兼中央図書館長 ただいまの御質問でございますが、4月いっぱいをかけまして、うちの担当のほうと全部の小学校を視察させていただきました。図書館によって、いろいろ差がございます、進んでいるところとそうでないところとありましたので、とりあえず現在の計画では、夏休み前までに蔵書の除籍ができ、候補を選び出して、夏休み期間中に学校図書館担当教諭のほうで決定していただけるような工程を組んでいるところでございます。

学校によって余裕のあるところですか、そういうところでは、読み聞かせの要望等にも応え——夏休みの間はちょっと無理かもしれませんが、その後、余裕が出てくれば、そういったこともあわせて行ってきたいと思っています。団体貸し出しについては、訪問している学校で打ち合わせを直接行いながら、やっていくことは計画しておりますけれども、とりあえず蔵書の整理ですか、こちらに集中的に取り組んだほうが効果的かなと現在のところは考えております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 条件に合わせてということだと思っておりますけれども、後段の司書の専任化の問題というのは、教育委員会としてはお考えになっていることが何かあるのであれば、お聞かせいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○田口委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 専任化のお話なんですけれども、確かに子どもたちがいつでも自由に出入りできる図書室ということもありますが、学校において、児童、生徒が自由に図書室に出入りできる時間といいますのは、図書の閲覧など、全ての学校で確実にそれが行える時間というのが、実際には給食終了後の20分程度、それから、また放課後につきましては、集団下校を実施している学校、また部活動を実施している学校の場合には、実際ほとんど時間がとれないといったような状況がございます。

このようなことから、全ての学校に司書を配置した場合、学校によってかなり業務量にも違いが出てくるのかなということが考えられます。そのためにも、今回の学校図書館支援事業を通しまして、各学校の状況

を把握し、そして、その結果、成果や課題を検証した上で、司書の配置について検討していきたいと考えております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 よくわかりましたけれども、今回のスケジュールの先の体制図ですね、巡回計画というふうにありますけれども、もう1人いれば週1回は行けたのかなという感じもしているんですけども、この辺は、具体的にもう始まっていますから、この学校はどの支援員さんというのはもちろん決まっていらっしゃると思うんですけども、その辺は当面、スケジュールのある3カ年は、この5人でやるという意味なんですか。それとも、教育委員会としては拡充する方向で目指していて、予算がつけばもっと巡回に行けるというふうにもなるのかというあたりは、どのような考えなのかお聞かせいただけますか。

○田口委員長 五上参事兼中央図書館長。

○五上教育委員会事務局教育部参事兼中央図書館長 ただいまの御質問でございますけれども、6人いれば1週間に1回回れるということで、とりあえず関係課と調整はしておりましたけれども、今年度は5人ということになってございまして、うちのほうに担当の職員が1人おりますので、一緒にいつも回れるわけではございませんが、なるべく現場に出るような形で対応をしていきたいと考えております。

来年度以降、中学校の支援が始まりますと、この人員ではちょっと無理ということもございまして、今年度の検証をしながら、関係課と増員について協議をしてみたいと考えております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 基本的には側面支援という役割なんだろうとは思うんですね。請願の趣旨は学校ごとに専任をとということです、それはそれとして、私はこのとおりに採択すべきじゃないかなというふうにも思っているんですけども、この支援事業そのものは非常に大事なものだとも思いますので、ぜひ拡充の方向で進めていただければなというふうに思います。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、御苦労さまです。

今ちょっとお聞きしていたんですが、48校中46校に今、司書教諭が配置されているということでありまして、今現在、12学級以上の学校というのは市内に何校なのでしょう。まずちょっとお聞かせいただいていいですか。

○田口委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問なんですけれども、12学級以上の学校は現在、水戸市内で35校となっております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

そうすると、現在は、12学級までいなくても司書教諭を配置していると、こういうふうな状況であるということですね。残った2校についての配置の計画というものはおありですか。



○田口委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 その2校につきましても、今後配置していくような計画をしております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、何でこれを聞いたかといいますと、学校司書、いわゆる図書館の司書、専任の司書を置いたほうが良いという請願が上がっていて、この中で、いかに学校の図書館の充実ということが教育上必要なのかということを経験したときに、司書教諭のあり方というのがやっぱり、一つは基本なんだろうと思うんですね。

この司書教諭と、いわゆる支援員と言われる学校図書館の司書の資格を持った方が、どういうふうな連携をしながら学校図書館のあり方を変えていくかと、こういうところも一つの課題だというふうに思っていますよ。ですから、支援員の方が行って全部やるといっても、毎日毎日できるわけじゃないよ。そうすると、したがって、そこにいる司書教諭と言われる方々の力もかりて、本来の学校図書館のあり方というのをきちんと整理をしていくと。そして、課題は課題として共有しながら、やはり日常の使い勝手とか、生徒に対する対応とか、そういったものを共有しながら整理していくと、こういうことが必要なんだというふうに思っています。

したがって、今の計画の中では、増員計画もあるということでございますし、特に1週間で6校というのは、逆に言うと、レベルの高いところだけ歩けば、そんなにハードではないのかもわかりませんが、恐らくランダムにまざっているんだと思うんですね、この6校が。そうすると、非常にハードなスケジュールなのかなというふうに思っていますので、ぜひ、こういったところについては特段の配慮をしていただいて、そして学校図書館の充実というものを図っていただきたい。

今回の平成27年請願第6号でありますけれども、多くの議員の皆さん方が御署名されているという観点もございまして、学校図書館のいわゆるあり方の改善、改革というのは、今回の市立図書館の民間委託と相まって、やはり図書館の重要性というのが、今の教育上からも、また社会教育からも増しているんだというふうに思うんです。したがって、そういったことを整理していくということからすれば、当然ながら、お一人お一人が各学校においてになるということが非常にいいのかというふうに思いますけれども、今せっかく6人制の巡回というのがスタートしたばかりでありますし、また、今の副所長さんのお話では、増員計画をして、できるだけきめ細かく学校図書館のあり方を整理していきたいんだと、こういうふうなことをお伺いいたしました結果、私は今回のこの請願については、趣旨採択をさせていただいて、そして、今後の推移を委員会としても十分見守りながら進めさせていただきたいと、このように思っておりますので、委員長さんのほうでそういった観点からも、皆さん方にお諮りをしていただいて、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田口委員長 それでは、ないようですので、お諮りいたします。ただいま御意見をいただきましたが、趣旨採択という意見もございました。

それでは、平成27年請願第6号を採決することにしたいと思いますけれども、趣旨採択ということを含

めて、これに御異議ございませんか。

〔「採択についてはいいよ」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長** 御異議なしと認め、これより挙手にて採決をいたしたいと思います。

〔「趣旨採択を諮っていただけるんですか、それともこのままの請願を採択するんですか」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長** 申しわけありません、趣旨採択とすることについての採決をしたいと思います。

田中委員。

○**田中委員** 先ほども申し上げたんですが、多くの議員の署名もあるというお話もありましたけれども、私は原案に基本的に賛成なんですけれども、その方向性を目指すという趣旨で採択をしようということであれば、その点については私も賛同したいというふうに思います。

○**田口委員長** そのような意味で採決をしたいというふう思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、趣旨採択ということですが、これを挙手により採決いたします。

平成27年請願第6号 学校図書館に専任の学校司書の配置を求める請願につきまして、趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○**田口委員長** 総員挙手であります。

よって、平成27年請願第6号は趣旨採択とすべきものと決しました。

本請願につきましては、ただいまのとおり、次の本会議に報告してまいりたいと思ひますが、委員長報告書の作成につきましては正副委員長に御一任願ひたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長** 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以上で請願審査を終了いたします。

次に、報告事項の説明に入ります。

初めに、水戸市DV対策基本計画について、執行部から説明願ひます。

柴崎参事兼子ども課長。

○**柴崎福祉事務所参事兼子ども課長** それでは、子ども課提出の資料に基づきまして、水戸市DV対策基本計画について御説明申し上げます。

概要をまとめました水戸市DV対策基本計画についてをごらん願ひます。

まず、1の計画策定の基本的事項、(1)計画策定の趣旨でございます。

配偶者等からの暴力、いわゆるDVが社会問題として顕在する中で、DVの未然防止や被害者の適切な保護等の施策を展開し、被害者の立場に立った支援の一層の充実を図るため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、DV防止法の趣旨を踏まえまして、本計画を策定いたしました。

続きまして、(2)の計画期間でございますが、今年度、2016年度から2020年度までの5年間としております。

次に、2の計画の基本的方向でございます。

(1)の目指す姿につきましては、市民が安心して安全に暮らすためには、重大な人権侵害であるDVの根絶が求められることから、目指す姿を配偶者等からの暴力のない安心して暮らせるまち・水戸といたします。

(2)の基本方針でございます。

4つございまして、まず基本方針Ⅰが、多様な相談に対応できる体制づくりです。DVは潜在化また深刻化しやすいことから、関係機関等との連携を強化し、相談体制の充実を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能を位置づけてまいります。

基本方針Ⅱは、DV被害者の早期発見・安全確保です。DV被害者支援にかかわる機関との緊密な協力体制によりまして、被害者の早期発見に努めながら、被害者が安心して相談できる環境を整備し、また、緊急時の避難場所を確保してまいります。

基本方針Ⅲは、DV被害者の自立支援です。DV被害者が安全・安心な環境のもとで自立した生活を送れるように心身の健康回復を支援するとともに、地域による見守り等により、被害者を継続的に支援してまいります。また、DV被害者の子どもに対しましても、DVは子どもに心理的な外傷などの影響を及ぼすことから、相談体制、心理的ケアの充実を図ってまいります。

基本方針Ⅳは、DV防止に向けた意識啓発の推進です。DVの防止と人権尊重に関する意識啓発を推進するとともに、教育機関等と連携しながら、若年層からの教育啓発を図ってまいります。

次に、(3)重点推進施策につきましては、2項目を掲げております。

まず、1つ目は、配偶者暴力相談支援センターの設置です。DV被害者の最も身近な相談窓口として、市といたしまして、来年度を目途に同センターの機能を位置づけまして、支援に関する情報提供、緊急時における安全の確保、各種制度等の活用による生活の自立等についての相談機能の強化を図ってまいります。

2つ目は、DV被害者とその子どもに対する連携支援の強化です。公的機関、NPO法人などの支援にかかわる団体や児童虐待防止にかかわる要保護児童対策地域協議会などとの連携を強化しながら、一体的な支援の充実を図ってまいります。

次に、(4)の目標指標でございますが、3つ設定いたしました。

1つ目は、女性相談員による対応件数についての増加を図ってまいります。具体的には、相談員の勤務時間の拡充によりまして、1日当たりの対応件数がふえることを目指してまいります。

2つ目は、DVの防止に関する講座、広報・啓発の機会の増加を図ってまいります。数値目標といたしましては、平成26年度の9回から14回へということでございますが、さまざまな機会を通して、DVの防止に関する取り組みを行ってまいります。

3つ目は、市のDV相談窓口を知っている割合について、50%を目指してまいります。こちらは、水戸市男女平等参画推進基本計画に合わせました数値目標となっております。

ページを返していただきまして、2ページをごらんください。

3の施策の体系でございますが、目指す姿を実現していくために、基本方針ごとに、基本施策は8項目、具体的施策を16項目をそれぞれ位置づけてございます。後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

また、計画書の本体につきましても、改めまして、後ほどお目通しをお願いしたいと考えております。

説明につきましては以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○田口委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

高倉委員。

○高倉委員 今回、水戸市DV対策基本計画というのがようやくできたということで、大きい前進だと思います。これは私どもも早期の策定を求めておりましたので、これでDV対策のほうが具体的に進んでいくのかなと思います。

今御説明いただいた中で、今回、配偶者暴力相談支援センター、こういったものが新たに設置されるということですが、これまでの、いわゆる女性相談の機能と、どういうふうに分けられていくのか。また、DVに特化した相談センターとして、十分に機能させていくのかどうかということですね。

それと、いつぐらいまでに支援センターを設置していくのかという、もう一度その点をお願いしたいと思います。

○田口委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの配偶者暴力相談支援センターの設置につきましてお答えいたします。

施設の整備というような形ではなく、機能を位置づけるというような形で、時期につきましては、今年度を準備期間といたしまして、来年度、機能の設置ということを目指してまいりたいと考えております。

内容につきましては、今、子ども課相談係において、女性相談と家庭児童相談を一体的に行っておりますが、その相談機能と大きく変わることはございませんで、ただし、国による配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた手引書に基づきまして、例えば被害者相談の証明書の発行というものを市がみずから行えるようになることですか、そういった機能が新たに設けられてまいります。

目指すところは、とにかく市町村が設置する意義といたしまして、身近な場所で継続的にカウンセリングを行ったり、いろいろな手続を、煩雑なものをワンストップで担うということ、これまでも行ってはまいりましたが、庁内の連携組織等もつくりながら、支援マニュアルを策定しまして、それを一層スムーズに支援できる体制を整えていくということを目指しております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 今回、機能として、新たにこういうのを設けるということですが、やはり今回、この基本計画をつくられて、DV対策にもっとさらに深く取り組んでいくということですから、この配偶者暴力相談支援センターの機能もしっかり十分に発揮できるような形を、また人員体制も含めまして、をお願いしたいなと思います。

やはり今、DV、配偶者であるとか恋人であるとか、そういう方からいろんな暴力を受けているという、そういった相談件数というのは、年々増加傾向にあるということを知っております。ですので、やはり相談しやすい窓口であることと、またそこで、先ほど申しましたけれども、ワンストップで関係機関につないでいけるようなしっかりとした体制、こういったものの構築をしっかりしていただきたいなというふうに、これは要望させていただきたいと思います。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 今回、水戸市DV対策基本計画ということで、国のあれに従って設置していくのかなというふうに思うんですけども、先ほどちょっと読み込ませていただいて、何点かちょっと気になったところがありまして、今回の目標の一つに、相談件数をふやしていく、その前提として、こういった相談窓口があるという認知度もふやしていくということが計画であるんですが、まず1点気になったのが、10ページの下段に、暴力を受けた後の相談先ということで、これを見ると、1番は、家族等に相談すると。2番目が友人等であると。その下に警察とか市役所と書いてあるんですけども、家族に相談する方が一番多く、友人に相談する方が2番目に多く、3番目はその他となっているんですよ。これはどういった内容なんですか。ちょっと教えてください。

○田口委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらは、水戸市男女平等参画推進基本計画を策定する前段として、他課が意識調査を行った結果となっておりまして、その中の設問の一つを引用しておりますが、このその他につきましては複数回答でございまして、暴力を受けた人のうちの、相談をしたかしないか、相談したとしたら誰にしたかというような設問でございまして、その他の内訳を見ますと、男女合わせて14名おりますが、誰にも話していないというのが実は7件ございました。それが主なものになってございます。

○田口委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、ここは、相談先というよりは、相談していないということを行っているということですね。じゃ、こういった方にどうアプローチしていくかということだと思うんですけども、その中でちょっと気になったのが、茨城県の相談窓口の統計、データがあって、7ページの上段に茨城県の現状、次の8ページが水戸市の現状ということで、これを見ていると、基本的には、県のほうでは、水戸市からの相談というのは、ほぼ横ばいと言ってもいいぐらい、大体、150件とか130件、件数がデータとしてあるんですよ。水戸市の現状を見ると、女性相談、いろんなものがあると思うんですけども、そのうちDV相談というもので分けているんですけども、これちょっと、すごくわかりづらいと思うのが、ここに県の相談窓口と市の相談窓口というのは、窓口としては一緒だと思うんですけども、何かこれ、違いというのはあるんですかね。より県のほうが、何か相談の専門性が高い人がそろっているとか、わかりませんが、そこに何かあるのか教えてもらいたいです。

○田口委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 女性相談あるいはDV相談に関しましては、県や市や警察など、さまざまな相談窓口を持っておりまして、それぞれが直接に受けている形になっております。その情報を必要に応じて共有する形で支援をして、役割分担をしているというような実情でございます。

7ページの県の統計と8ページの市の統計は、拾い方ももちろん違ってまいりますので、単純に比較はできないところではございますが、県に寄せられた相談のうちの水戸市の分は、確かに横ばいというふうな形に見えてまいります。

8ページのほうの御説明を差し上げますと、本当にばらつきが大きいんですけども、延べ件数として拾

っております、1件当たり支援が複数あり、長期にわたるようなケースは、例えば平成25年度は多くなっているというようなこともあります、うちDV相談という点々のほうのグラフで申し上げますと、平成26年度は635件の延べ件数のうち、実数は97という数字でございます。平成25年度につきましては、1,240件の延べ件数のうち、実数は71件というようなことで、比較しますと、延べ件数と実件数が逆転しているようなこともございます。

水戸市のDV相談で受けている中身につきましては、重篤なケースというのはほとんどございませんで、ほとんどは支援、相談、指導というような内容のものが多くなってきているところでございます。

○田口委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、県と市に限らず、NPOとかもあると思うんですけれども、基本的に公の機関として、警察もあるかもしれませんが、いずれにしても被害者というか、もしくは相談したい方が、水戸市の相談窓口にかけても、県にかけても、そこに、ある意味レベルというか、相談の対応力としての差はないということでしょうか。

○田口委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 相談員の資質や能力等につきましては、国では特に必要な資格というのは定めがございませんが、適正な資質を持っている人で研修を受けるというようなことでもって、相談に対応しているということがございます。

県と市と違っておりますのが、これから市が設置を目指しております配偶者暴力相談支援センターの機能そのものは、都道府県は必ず置かなければならないものとして、法に基づいて設置しておりますので、体制も十分整って、年数も経過しているということではございます。市は、県の指導をいただきながら、県内ではあと古河市がございしますが、水戸市がそれに次ぐ形で設置してまいりたいと考えております。

○田口委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、来年度、水戸市が目指す配偶者暴力相談支援センターというのは、都道府県においては設置義務があつて、県内においては、水戸市は古河市に次いで来年、機能として設置すると。なるほどね。県内ではより先進的であるということですね。わかりました。

実際、非常にプライベート、デリケートな問題なので、相談に来る人には、多分それぞれの対応が必要なのかなということで、非常に難しい案件だなと思いますし、配偶者暴力相談支援センターを設置してから実際にどうなっていくのか。機能としてつくるから、それをするのと今とじゃ、手続論としてのワンストップとかそういったものはあれでしょうけれども、内容として、より対応力が充実することを願いますけれども、いずれにしましても、これだけやっぱり国として、計画をつくれということは、それだけ深刻な問題、社会問題化しているということのあらわれでしょうから、ぜひ配偶者暴力相談支援センター、現状多分そういった方はいるんでしょうから、しっかりとした対応をしていただければということ意見を述べさせていただきます。

以上です。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 2つばかりお聞きしたいと思います。

今、木本委員が御質問された部分は、私もちょっと興味があったんですけども、それに関連して、16ページに課題ということで、まとめられている部分がございます。これについて見ますと、相談件数は全国では増加しているけれども、茨城県では減少傾向にあると。一方で、警察では、認知件数は県内では約2倍にふえているということで、深刻化しているという推察が述べられていまして、本市における件数についても、先ほどの解説でわかったんですけども、実数としては伸びているけれども、相談件数はでこぼこ、横ばいというか、そんなにふえているわけでもないということだと思っておりますが、要するに、基本的に相談にいらっしゃるという方が、氷山の一角ということが言えるのかなというふうにも思うんですけども、認知はふえているけれども相談がふえないということの何か相関関係は、分析がもしあれば、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

相談を今後ふやしていこうという目標も示されているようなんですけれども、その辺のことも——これはちょっと後で聞きますが、まずそこだけお聞かせいただきたいと思っております。

○田口委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 女性相談あるいはDVの相談に関しましては、やはり潜在化しているということが全国的な課題で、ただし、その問題が深刻であるということで、いろいろな対策を国、県、市がとるべきであるというような流れでありますことから、認知件数と相談件数の相関関係ということにつきましては、まだまだおっしゃるとおり、相談ができない方々をいかに拾って支援していくかというようなことが課題かと考えております。

そのためにも、重点推進施策の一つで、連携支援の強化というような、キーワードを連携ということで掲げておりますけれども、身近な民生委員の方や地域の方の見守り等で、児童虐待と同等のDV被害者の支援というネットワークが構築できたらということで考えております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 今おっしゃった部分については、23ページですかね、医療機関、教育機関、民生委員、児童委員等の情報提供も受けながら早期発見に努めるということで、実際問題、アプローチが難しいという面もあるんだろうとは思いますが、ぜひその点は、配偶者暴力相談支援センターもつくるということで、ぜひ連携強化していただきたいと思っております。

もう一つ聞きたいのは、県の女性相談センターのパンフレットを私もいただきまして、この紫色のパンフレットなんですけど、いわゆる相談窓口の問題で、計画の21ページにも、相談員による受け付け時間等の拡充を図りますということが掲げられておりますが、現状どうなっているのかということを知りたいんですけども、この県のパンフレットによると、電話相談では平日は9時から21時、土日、祝日は9時から17時と。面接相談については、平日、土日、祝日ともに9時から17時ということで、要予約というふうにも書いてあるんですけども、ケースによっては、この時間内ではないDVも、もちろん起きることもあるだろうというふうに考えますと、そういう場合というのは、最初のアクセスは警察ということになるのか、どうなのかというようなあたりですね。水戸市における相談の受け付けというのは、どういう時間帯できているのか。あるいはその拡充方向が、何かこの中で考えられているのか、その辺もお聞かせいただければと思います。

○田口委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 女性相談員による対応件数の増加ということにつきましては、実は昨年度までの勤務体制が、嘱託員の相談員が2名で隔日勤務体制をとっており、相談時間が10時から15時まででございましたが、今年度から勤務時間の拡充がかないまして、8時30分から17時15分までの受け付け時間を確保しております。

これまでも相談係では、係長1名、ケースワーカー3名の体制で、相談員が不在の時間におきましても、最初の相談を受けるという体制は整っておりましたが、係全体での体制が強化されたことで、一層相談に対応できることになろうかと考えております。

この時間を越えた部分の相談につきましては、やはり24時間体制がとれていない中で、県の警察では県警女性専用相談電話を24時間対応で行っておりましたり、そういったところを周知し、いろいろな窓口で連携しながら対応していくという形で考えております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 最後にしますけれども、先ほど来出ている配偶者暴力相談支援センターを設置するという重点施策なんですけれども、これ、県では既にやっているわけですが、市が担うことによって、具体的に、つまりこれまでではできなかったけれども今後はできるというような、何か業務があるのかということを知りたいんですけれども、例えば、DVで離婚ができない場合に、保険証の問題だとか、いろんな通知が、つまり離れて暮らす場合に、加害者から特定されないような、その点は非常に慎重に対応するような必要性も多分出てくるんだと思うんですけれども、そういったことは、例えば、今でもできているのかなとは思いますが、センターの機能として何かつけ加わることがあるのかなのかというあたりと、それから、24ページに、新庁舎にも環境整備という点では、相談しやすいものをつくるというようなことですが、これについては、どんなふうなものを想定されているのか。その2点、お聞かせいただければと思います。

○田口委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 1つ目の、配偶者暴力相談支援センターを設置することにより新たに可能となる機能が、配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行となります。配偶者暴力相談支援センターとなることによって、みずから発行を行えることとなります。これによりまして、考えられる効果としましては、例えば国民健康保険等の手続がDVの加害者である配偶者の被扶養者になっている場合、そこから脱退する、新たに国保に加入手続をする際に関して、証明書をもとに、そういった手続ができるというようなことが考えられます。

また、年金とか児童手当とか、そういった手続に関しましても、証明書が一つの根拠となって、世帯の構成とは別な手続になってまいります。

それから、相談環境の整備という、新庁舎整備に合わせた件に関しましては、DV相談にかかわらず、新庁舎におきまして、相談室を複数設置する計画がございますが、安全な経路で相談に入って退室できるような動線の確保等を考えております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 この計画ができたことを受けて、相談員の体制については拡充されたという御答弁がありまし



たけれども、体制もそうですし、連携もそうですし、より拡充の方向で、ぜひ取り組んでいただけるように要望したいと思います。

以上で終わります。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田口委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、旧山根小学校跡地利活用に係る事業提案公募の実施について、執行部から説明願います。

三宅教育企画課長。

○三宅教育企画課長 それでは、教育企画課及び学校施設課提出の資料によりまして、旧山根小学校跡地利活用に係る事業提案公募の実施について御説明いたします。

初めに、1のこれまでの経緯についてでございますが、旧山根小学校跡地の利活用に当たりましては、地域の活性化や森林公園周辺の魅力創出に資する利活用が図られるよう、関係各課による横断的な体制のもと、庁内での検討等を進め、平成26年度から27年度にわたりましては、既存施設を活用し、民間の持つ専門的な知識やノウハウを生かすため、事業提案公募を実施いたしたところでございますが、利活用には至っていない状況でございます。

次に、2の跡地利活用の基本的な考え方でございますが、将来にわたっての人づくり、にぎわいの創出に向けまして、森林公園や少年自然の家などの山根地区が有する資源と連携しながら、魅力の向上、地域の活性化に資する利活用を図るといふ跡地利活用の基本的な考え方の実現に向け、地域住民からの校舎及び屋内運動場存続の強い要望や、これまでの公募結果を踏まえまして、今回、公募条件等の見直しを行い、改めて事業提案の公募を実施し、早期の利活用を目指すこととしてまいりました。

次に、4の公募期間等についてでございますが、明日5月11日、事業提案再公募の公告を行い、7月22日までの公募期間を経まして、8月中旬の事業者選定を目指してまいります。

次に、5の前回の公募からの変更点及び今回の公募に当たっての条件等についてでございますが、ページを返していただきまして、2ページをごらん願います。

前回からの変更点及び今回の公募に当たっての条件等につきましては、前回の公募の際の条件等を左側に、今回の公募に当たりましての条件等を右側に記載してございます。前回と今回において変更のない条件等につきましては、共通の欄として記載してございます。

まず、(1)の事業提案に求める事項につきましては、前回と同様に、周辺地区における関連施策との連携が可能であること、事業の継続性が高いこと、地域貢献が可能であり、地域の皆様に親しみをいただけることの3つを提案に組み入れていただくこととしてまいります。

また、(2)の参加資格につきましても、前回と同様に、(1)の事業提案に求める3つの事項を条件とした上で、民間事業者からの提案を認めるなど、より幅広い事業者からの提案ができるものとしてまいります。

(3)の施設等の貸し付けに係る条件でございますが、ここが今回見直した部分でございまして、これまでの公募におきましては、施設の耐震補強工事費用等については事業者の負担により行うものとしておりましたが、今回、アにございますとおり、校舎及び屋内運動場の耐震補強工事等及びプール・木造特別教室棟の

除却工事は市で行うものとしております。

施設につきましては、前回は無償貸し付けとしておりましたが、耐震補強工事費用を市で負担することから、ウにございますとおり、校舎・屋内運動場については有償貸し付けといたします。土地につきましても、校舎・屋内運動場と同様に有償貸し付けにいたします。

貸付料につきましては、建物及び土地を合わせまして、年額1,166万783円としてまいりたいと考えております。

1ページにお戻りいただきまして、6の選定方法でございますが、前回と同様に、参加条件についての書類審査後、提案内容を公開によるプレゼンテーションで提案者みずから発表していただき、地域の代表者や学識経験者などから構成する評価委員会において提案事業の評価を行い、最も評価の高い事業者を優先交渉権者に選定してまいります。

3ページには、参考といたしまして、施設等の概要を記載してございますので、後ほど御参照願います。

なお、旧山根小学校跡地の利活用につきましては、跡地の利活用を全庁的な問題として捉え、市長公室に事務局を置き、事業提案公募を実施する予定でございますので、本日、総務環境委員会におきましても同様に報告をしているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○**田口委員長** それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

木本委員。

○**木本委員** 御説明ありがとうございます。

今回、随分条件が変わったなと思うんですけども、まず1点確認したいことが、今回この条件で、期間に関しては特に示しが無いんですけども、これは何かしら、期間における縛りというのはあるんですか。あくまでも、基本は単年度の貸し付けなんじゃないかな。

○**田口委員長** 三宅教育企画課長。

○**三宅教育企画課長** 契約期間の詳細につきましては今後、実施要領において、公募者にホームページ等で公表してまいりますけれども、市の財務規則に基づきまして、5年間という期間を想定しております。

○**田口委員長** 木本委員。

○**木本委員** じゃ、今回の公募で選定した方は、基本的には5年というのが一つの、必ずそうかわかりませんが、基本は5年だということですね。わかりました。

今回、新しい条件で、校舎とか屋内運動場の耐震補強工事費用に関しては市が負担しますと。場合によっては、プールと木造特別教室棟の除却工事も市がやりますと。ただ、一方で、校舎と屋内運動場については有償ですと、土地についても有償ですということで、これ、金銭的にどのぐらいのバランスがあるのかというのを聞きたいんですけども、仮に新しい条件のAをした場合、どのぐらいかかるのか。かつ、要は貸し付ける1,165万円、こちら辺はどんなふう、貸すのとコストとの整合性というんですか、バランスって、どういうふうに見ているのか御説明ください。

○**田口委員長** 三宅教育企画課長。

○**三宅教育企画課長** 貸付料につきましては、不動産評価審査会、こちらのほうで審査をいただいて出した

金額となっております。耐震関係、建物の除却費用、また、例えばプールを除去した後に運動場として整備する費用、そういったものを含めると、約2億円ちょっとぐらい、2億3,000万円ぐらいを想定してございます。

○田口委員長 木本委員。

○木本委員 2億円かかると。仮に5年貸しても5,500万円ですよ。そこら辺は、それがどのように活用されるかによって、またプラスアルファがあるんでしょうけれども、最後に聞きたいのが、ある意味、条件をここまで、耐震補強やりますよとか、プールと木造特別教室棟、除却工事はこっちがやりますよというふうに、かなり踏み込んでいると思うんですけども、ここまで条件等に踏み込んでやっているということは、一定の当たりがあるということで推察してもよろしいんでしょうかね。

○田口委員長 三宅教育企画課長。

○三宅教育企画課長 ただいまの御質問ですけれども、当たりというものは特にないような状況でございます。今回、条件を今までの前提から大幅に変更したということがございますので、なるべく幅広い事業者から応募いただけるように、周知の方法なども今まで以上に工夫しまして、募集のほうを図ってまいりたいと考えております。

○田口委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。

私が思ったのは、前回から断続的に相談している方の中には、やりたいんだけど、要は、前回の条件で、全部事業者の負担となると、とても費用対効果としては、事業として成り立たないから無理だという方もいたんじゃないかと思うんですね。ですから、それを踏まえて、いろんな方がいると思うんですけども、いずれにしても、そういった部分を配慮した結果、こうなったのかなと思うので、とにかく御相談はあるのかなと思ったもので、ぜひ早く決まって、コスト面をどう見るかというのは、その事業内容がやっぱり成功しないと、これははかれないものだと思いますので、ぜひ、これは報告がありますよね、どっちにしろ、公募の後ね。じゃ、それを楽しみにしたいと思います。

以上です。

○田口委員長 ほかに。

田中委員。

○田中委員 ほぼ聞きたいことは木本委員が聞かれたんですけども、一つだけ、おっしゃった耐震補強とか除却工事というのは、事業者が決まってから始まる話という理解でいいんでしょうか。それとも、決まる決まらないにかかわらずやるということなのか。つまり、耐震構造上まずいわけですよ。まずいものをずっと公共建築物として残しておくのもどうかという気もするんですけども、その辺どういうことなのかです。もちろん私も、公募に応募があることを期待して待ちたいと思うんですけども、その点だけお聞かせいただきたいと思います。

○田口委員長 三宅教育企画課長。

○三宅教育企画課長 ただいまの御質問ですけれども、耐震等の工事につきましては、相手の事業者が決まって、やる内容、事業の提案の内容に応じて考えていきたいと考えておりますので、提案を受けてからとい

うことで考えております。

○田口委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 本来これ、多用途で募集だと思うんですよ。したがって、いつまでも教育財産で教育委員会が管理しながら、こういう中途半端な公募をしていくことが果たしていいのかどうかという、庁内的な論議がまず必要なのではないかと。

それから、もう一つは、例えば2億円かけて耐震補強をやりますよね。内装をまたやるでしょう。そうすると、要は、耐震と内装を一体化しなければ、これはいい施設改造にはならない。したがって、例えば本気になって水戸市が貸すのであれば、事業者には2億円補助しますよと。そのかわり、20年なら20年の長期契約で事業の継続性を求めてくださいと。もちろん地元との連携とか、いろんな条件が入っちゃっているんで、これはやる業者としては非常に難しい部分がある。例えば、地元の連携をしなければまずいよという条件があるとすれば、地元の雇用をどうするんだとか、それから、地元のいわゆるまちづくり等についても、どんなふうな考え方をしていかなければいけないんだと、こういうふうなことがあるので非常に難しい。

それから、2億円の補助をしながら、逆に言うと、20年間貸すと2億3,200万円ぐらい、要するにもとをとっちゃうんだよ、計算すると。もとをとるような仕事ができるのであれば、土地家屋調査士さんが考えた家賃というのは正解だと思う。

これ要するに、誰も使わないで、水戸市でも使い勝手に困っちゃっているから、今、人に使ってもらおうということですよ。そうすると、こんな使えない土地、誰が月100万円も出して借りるんですかという話になってはいけないなというふうに思うので、この辺については十分、やっぱり教育委員会というレベルの中で考えるのではなくて、市の財産活用課がきちんと財産管理をしながら、いわゆる遊休地としての将来の使い勝手というのを考えていくべきなのではないかと。総務環境委員会と同時にしゃべればいいということではなくて、やっぱり教育委員会が賃貸業に対して、主管課としてやっていくのは無理だよ。だって、教育長初めそんな考えがある人はいないもん。

教育委員会は事業課であってはまずいんだから、子どもたちの健全育成とか、世の中に青少年がはばたいていけるんだとか、そういうことを夢見てやっていただきたいんだよ。こんな賃貸業なんかいつまでもかわかってほしくない。こういう意見だけ言っておきますよ。誰も言わないようですから。

○田口委員長 それでは、ないようですので、この件について終わります。

次に、水戸市生涯学習推進基本計画（第4次）について、執行部から説明願います。

大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 それでは、水戸市生涯学習推進基本計画（第4次）につきまして、生涯学習課提出資料に基づき御説明させていただきます。

初めに、1、計画策定の基本的事項といたしまして、(1)計画策定の趣旨でございますが、市民への生涯学習活動に当たりましては、社会情勢の変化や動向を踏まえながら、学習者自身の知識、技能の向上のほか、社会の基盤である人材育成を図るとともに、豊かな経験や知識、技能を生かして地域社会への参画を促すことによる生涯学習社会の構築を一層推進するために本計画を策定するものでございます。

また、(2)の計画期間につきましては、2016年度から2023年度までの8年間となっております。

次に、2の計画の基本的方向でございますが、まず、(1)の目指す姿を、学習者自身の知識、技能の向上のほか、社会制度の基盤である人材育成、人づくりを推進するため、いつでも・どこでも・誰でも学べる生涯学習の成果を生かした学びのまち・水戸といたします。

この目指す姿の実現に向けまして、(2)の基本方針としまして、記載のように4つの基本方針を掲げております。

1つ目は、生涯学習に参加しやすい環境づくりでございます。学習活動のきっかけづくりに努め、ライフステージに応じた学習機会の充実を図り、いつでもどこでも学習できるような環境づくりを推進してまいります。

2つ目は、現代的課題に対応した学習機会の充実でございますが、個人や地域が抱える課題が多様化する中、社会が安定して活性化していくためには、みずからが能力を発揮しながら、異なる価値観を持つ他者と認め合い、支え合うことができる社会の促進が求められておりますので、現代的な課題に関する講座を提供しまして、その成果を実践できるような学習機会の充実に努めてまいります。

3つ目は、学びの成果を生かす環境づくりでございます。学習講座の修了者や地域の豊富な人材を指導者や支援者として活躍できる環境整備を進め、まちづくりに主体的に参加する人材を育成しまして、新たなネットワークを構築することによる活動範囲の拡大を目指してまいります。

4つ目は、生涯学習推進体制の強化でございます。生涯学習担当部局が持つ学校、地域との連携や人材育成手法の実績を考慮しながら、関係部局との施策の連携を進めるほか、企業、大学、市民センター等の本市特有の地域資源を有効に活用し、生涯学習社会の実現を目指してまいります。

ページを返していただきまして、裏面に3、施策の体系といたしまして、本計画の体系図を掲載しております。これまで説明させていただきました目指す姿から、4つの基本方針を実現するため、人生を豊かにするための学習機会の充実など、10項目の基本施策を掲げてございます。

資料の説明は以上でございますが、本計画については後ほどごらんいただきたいと思います。

○**田口委員長** それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

田中委員。

○**田中委員** 生涯学習の基本計画ということで、文化活動、芸術活動、スポーツ活動など、生涯学習の定義も非常に幅広いものであろうと思うんですが、差し当たってお聞きしたいのは、14ページと21ページ以降にかかわってなんですけれども、いろんな講座をやっている拠点として市民センター、公民館があるということで、非常にいろんな分野の講座に多くの市民の方が参加されていると思います。

しかしながら、このグラフを見る限りでは、非常に横ばいなし緩やかな減少傾向というふうに記されておりますが、21ページ以降ですと、全体の講座開催数を1.4倍ですか、1,070回を1,400回にするんだとか、子どもや高齢者向けの一般教養講座の開催数も689回を950回にするんだとか、約1.3倍ですね。そういうふうになっているわけなんですけれども、16ページ以降に、現状を踏まえた課題というの、いっぱい書いてあるんですけれども、要するに、機会をふやしていく取り組みが何かなければ、この目標を掲げても、なかなかそうはいかないんじゃないかなというふうにも思ったんですが、その辺どう

いうふうにお考えなのかということでもあります。

感じとしては、市民センターを借りるのも非常に大変になっていて、並んでやっとならとか、そういう話でも市民の方から聞く現状を見ると、物理的な問題も結構あるんじゃないかなと。あるいは、参加者の高齢化とかというようなこともあるのかもわかりません。いずれにしても、そういった活性化、充実していかうという方策としての課題として、何か考えていることがあるならば、それをお聞かせいただきたいということを、まず最初に聞きたいと思います。

○田口委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 ただいまの御質問でございますが、14ページから21ページにかけましての御質問でございますが、まず、講座数の推移あるいは利用なんかも含めまして、委員御指摘のとおり、大体横ばいから、ちょっと下降ぎみな状況でございます。こういったものを今後強化するために、今後あらゆる施策を講じてまいりたいと考えておりますが、まず、目標値の設定につきましては、多少多目に設定しておりますが、これにつきましては、内原中央公民館が今後、内原地区において、3つの市民センター関係に分かれる予定を組んでおりまして、それと今後、生涯学習の強化策に応じた努力目標ということで掲げた数字でございます。

以上でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、センターの数がふえるという点では、内原はそういう可能性があるけれども、例えば従来のセンターをふやすとか、そういう話ではないわけなので、そうなると、講座をふやすことがかなうのかなとちょっと思ったので、その点は、そういうことも考えないといけないんじゃないかというふうに思ったんですけれども。

もう一つ、現代的課題というのは何なのかと。いっぱい出てくるんですけれども、25ページにも出てきますけれども、今暮らしている市民の方が学んでいることだとかというのは、基本的にみんな現代的課題なんじゃないかと私は思っていたんですけれども、そうじゃなくて、何か新たなテーマをそれぞれの講座に組み込んでいくというようなことをイメージしているのか、その辺をお聞きしたいと思うんですが。

後でみと好文カレッジ関係の報告もあるようなんですけれども、いわゆる今の講座は、現代的課題にそぐわないものもあるという認識なのか、その辺がよくわからないんですね。具体的にどういうテーマをやれば、現代的課題だというようなことなのか、非常にこの表現が抽象的なので、例えばどういうものかというようなあたりをぜひお示しいただければなというふうに思います。

○田口委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 ただいまの取り組まなければならない現代的課題というような御質問でございますが、13ページのほうの図12に具体的な実例が載っております。おっしゃるとおり、幅広い課題という中にありまして、非常に捉え方が難しいところかと思いますが、例を挙げますと、青少年の健全育成、あるいは町内会加入世帯減少に伴ったまちづくり関係ですとか、少子・高齢化に伴った問題、こういったものを現代的課題という枠で捉えておりまして、社会の必要性に応じた事業の展開というようなことで、今後そういった事業の増加をさせていきたいというような考え方でおります。

○田口委員長 木本委員。

○木本委員 田中委員の質問と非常に似ているんですけども、生涯学習のこういった推進基本計画をつくることは大変いいと思います。私も実は市民センターのほうで、充て職をちょっとさせてもらっているのですが、そこでも実はお話しさせていただいたんですけども、やはり現代的課題、そういった講座をふやしていくというんですけども、13ページですか、余りにも、青少年の健全育成とか、少子・高齢化に伴う問題とか、また資源、エネルギー問題、生命、人権問題とか、非常に壮大なテーマを、市民がみずから学習して学び、そして問題解決に向けて取り組んでいくというふうになると、結構地元のおじいちゃん、おばあちゃんは集まらないんですよ、現実としては。そんなの誰も取り組みたくないんですよ。専門家でも難しい問題に対して、地域のおじいちゃん、おばあちゃんがどうするんだという話なので、これからふやしていくということは大変いいと思うし、実際、地域の中でそういった方が、年代に限らず、生涯学習だから、いろんな世代が取り組んでもらえるような環境をどうつくっていくのかというのが、この基本方針1のきっかけづくりだとは思いますが、これ、やっぱり現実的に、地域の方はそこまで、そういった壮大なテーマに対して取り組もうとか、逆に大変だなと、多分思っちゃうと思うんですよ。

ですから、どういうふうに入を集めて、講義を成功させ、また第2ステップ、第3ステップと上げていくかというのは、実際非常にレベルの高い話だなと思っていまして、今回、推進基本計画を策定するということでございますから、現代的課題にさらに取り組むということでございますので、そこら辺は期待したいんですけども、ただ、現実にはやっぱり、そこを踏まえてやらないと、非常に理想論だけが先に行ってしまう気がするんです、そこら辺を踏まえて、ぜひ進めていただければと思います。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 この水戸市生涯学習推進基本計画、生涯学習ということで非常に幅広いところを扱うものなので、その計画についても、何となく雑駁としたものになりがちかなと思うんですが、今、木本委員のほうからありましたけれども、なかなか現代的課題であるとか、そういうものには関心が低いという現状もあると思います。

ただ、やはり非常に、そういったものにこれからどうやって取り組んでいくかというのも、今後非常に大事なテーマだと思います。特に市民と協働して、水戸市がこれから進めていくという意味では、あらゆる課題に、やっぱり市民の皆様もそういった理解を深めて、また一緒に水戸市をつくっていくという取り組みをする上で、やはり生涯学習というのは非常に大事な部分だと思っております。ただ、それを具体的にどうやって進めていくかという、そこが大事ななだと思いますね。

この基本計画の中でも、特に、一番市民に身近な市民センターですね。その機能を強化していく、こういうこともうたわれております。生涯学習推進体制への対応ということで、17ページでも、みと好文カレッジの支援により、市民が身近に学習できる市民センター等において、魅力ある事業を継続的に展開していくということなので、やはりこれを具体的にどういうふうに進めていくかというのが非常に大事になってくるかなと思います。その上では、やはり市民センターの機能をしっかり強化していく必要があるのかなと思

っております。

この計画の中でも31ページに、具体的施策として、市民センターにおける社会教育機能の強化ということをごこれから取り組んでいきますよということをごうたっておりますので、この中で、今回、市民センター所長に教育委員会教育長の併任発令も行われました。今後は、市民センター所長等の社会教育主事資格の取得を進めていくと、こういうことも具体的に述べられているわけですね。やはり、こういった方が地域で先頭に立って、そういった取り組みをしていくということが非常に大事になってくると思いますので、やはりこういった市民センターの機能強化、これを具体的に、せつかく計画を策定したわけですから、今後、年次計画をしっかりとつくって、じゃどういふうにこれを進めていくんだということも必要だと思ふんですが、そのあたりの今後の取り組みは、どういふうにお考えなんでしょうか。

○田口委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 ただいまの御質問ですが、まず、今年度の市民センター所長の併任発令の実施におきまして、今後、社会教育主事の増員計画を年次的に図ってまいります。こういった専門的知識を有した者の職員によるワーキンググループをつくっていきまして、これからのあり方等につきましても協議、検討を重ねていきまして、そういった協議結果に基づき、さらにバージョンアップした事業の展開を検討してまいりたいというふうにご考えております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 ぜひその点はよろしくお願ひしたいと思ひます。そこの一番大事なところは、やはり人が進めていくことですから、その人の能力をどうやって高めていくのか、そこが非常に大事になると思ひます。特に市民センターの機能ですね。これから非常に重要だと思ひますので、その辺も今、年次計画でしっかりと取り組んでいるということでしたけれども、この点しっかりとお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませぬか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田口委員長 ないようでございませぬので、この件について終わります。

次に、水戸市青少年・若者育成基本計画（第2次）について、執行部から説明願ひませぬ。

大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 それでは、水戸市青少年・若者育成基本計画（第2次）につきまして、生涯学習課提出資料に基づき御説明させていただきます。

初めに、1、計画策定の基本的事項といたしまして、(1)計画策定の趣旨でございますが、水戸市青少年・若者育成基本計画は、社会情勢の変化や国の動向を踏まえながら、地域社会や家庭の教育力を高め、社会全体で青少年、若者を支え、見守り、育てる環境づくりを一層推進するために本計画を策定するものでございます。

(2)の計画期間につきましては、2016年度から2023年度までの8年間となっております。

(3)の対象とする青少年、若者の範囲につきましては、ゼロ歳から、おおむね30歳未満といたします。

これは、子ども・若者育成支援推進法が2010年4月に施行されまして、国においては、この法律に基づ



く大綱といたしまして、子ども・若者ビジョンを作成しました。この新しい法律やビジョンは、従来の青少年のゼロ歳からおおむね18歳に加えまして、若者として、おおむね18歳からおおむね30歳未満までを加え、対象を広げまして、子どもや若者の状況に応じた支援を社会全体で進めていくことを明確にされたことを受けたものでございます。

次に、2の計画の基本的方向でございますが、(1)の目指す姿を、青少年、若者が明るい希望や目標を抱き、伸びやかに育つ環境をつくり、未来の水戸をリードする青少年、若者の育成を実現するため、未来の水戸をリードし社会に躍動する青少年・若者の育成といたします。

この目指す姿の実現に向けまして、(2)の基本方針としまして、記載のように3つの基本方針を掲げております。

1つ目は、青少年、若者の健やかな成長と活動等への支援の充実でございます。青少年、若者が、みずから主体的に考え、課題、問題を解決する能力を体得し、青少年、若者の意見を社会に反映していくため、関係団体等と連携して、さまざまな体験活動や社会経験を積み重ねる機会を提供するなど、青少年、若者の積極的な社会参加を支援、また促進してまいります。

2つ目は、困難を抱える青少年、若者やその家族に対する支援の充実でございます。青少年、若者が抱える悩みや困難は、家庭、地域環境、身体、精神的理由など、さまざまな問題が複雑に絡み合うことが多いため、その解決に向けて、家庭、地域、関係機関、団体等の連携、協働を進めながら支援策を講じてまいります。

3つ目は、青少年、若者の自立や成長を社会全体で支える環境づくりでございます。学校、家庭、地域、行政機関等が共通の目標を持ち、連携して多様な青少年、若者の課題等の解決を図ることができる環境の整備や、青少年、若者の手本となるよう、大人の意識改革を促進するための環境づくりに努めてまいります。

ページを返していただきまして、裏面に3、施策の体系といたしまして、本計画の体系図を掲載しております。これまで御説明させていただきました目指す姿から、3つの基本方針を実現するため、青少年の豊かな心と健やかな体の育成など、8項目の基本施策を掲げてございます。

資料の説明については以上でございます。

○田口委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、大変恐縮で申し上げづらいんですが、ここの若者と言っているのは18歳から30歳まで、これは国の基準ですか。国がそう言っているの。ああ、いい国民は生まれにくいね。

やっぱり30歳というのは、被選挙権が25歳からですから、選挙権は今度18歳になるんですよ。そうすると、やっぱりその概念も、もう少し周りも成長しないといけないよね。いつまでも30歳が若者だと言っていたら、日本の国は死んじゃうよ、恐らく。こんな考え方でやっていると。まず、それは私の感想ですから、答弁は結構です。

それで、問題は、かねてからいろんな問題が起きると、家庭、地域、関係団体とか学校とかという、こういう言葉が出てくるんですよ。これがいつも出てくるんだけど、どうしても機能しない。例えば産官学と言っても、なかなか産官学の成果というのはあらわれない。PTA、学校、地域といっても、なかなか子

育て支援という観点からすると、その成果が上がらない。そうすると、このマッチングを水戸市はどんなふうにやっていくんですかということが大事なのではないか。この辺については、何かお考えがありますか。

○田口委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 今後、水戸市役所としましての行政各課とのワーキング等も踏まえまして、そういった中で協議、検討を重ねてから、そういったものにつきましては、検討していきたいというふうに考えております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

今、基本計画というのができていて、その基本計画の推進体制について、これからだという話になっちゃうんだよね。私は、逆に言うと、こういう計画を策定するに当たっては、どこがどんなふうに責任を持ちながら、この推進体制をしていくんだということが僕は大事なんだと思うんですよ。逆に言うと、生涯学習課の中で、この家庭とか、それから地域とか関係機関、団体等の連携を図るといのは、僕はハードルが高過ぎると思っています。

したがって、この計画が推進できるかできないかというのは、この推進体制を、どこが基軸になって推進していくのかということにかかってくるんだと思う。この辺については、今からだというお話ですから、それはそれで結構ですが、やっぱりいろんなことをやるときに、子どもに関することについては、まず家庭、親の基本生活が大事ですよ。逆に言うと、いろんな問題を起こしている家庭の方々には、こういう会議をやっても、何かの集まりをやっても、PTAの会合をやっても出てこない。こういう方々にどういうふうな働きかけをして、参加意識を持って、自分たちの子ども、周りの子どもたちを見詰め直してもらいたいところ、やっぱり僕は一番、推進体制としては大事なのかなと、このように思っていますので、その辺についても十分検討していただいて、そして、これは生涯学習課だけの問題ではありませんから、幼児教育課、子ども課、柴崎課長のところにも問題があるでしょう。こういうところが相当な連携をとらないと、この解決というのはできない。

それと、やっぱり25歳以上になったら、少なくとも成人式というのは、権利があつて義務ができますよと、市長もあそこで言っているんだね、激励の言葉を。みんな余り聞いてないけれども。ということからいくと、やっぱりここで30歳という定義は、逆にちょっとつらいのかな。30歳で若者と言われると、俺ら若者だよということになっちゃって、責任がなくなっちゃうという部分もあるのではないかと。まして、やっぱり30歳から40歳代の人に頑張っていただかなければ、この日本の国というものは、やっぱり将来禍根を残すような状況になっちゃうわけですから、その辺の認識も少し、水戸市だけでも結構ですから、改めていただければ大変うれしいなというふうに思いますので、意見だけ申し上げます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 私も、この年代は非常に幅広い対象ですので、どのように推進するのかという点は大きな課題なのかなと思っておりましたけれども、ちょっと聞きたいのは、いろんなデータが紹介されているんですけども、水戸市のデータがあったり、あるいは全国や県のものにとどまっていたり、いろいろなものがまぎ

っているんですが、差し当たって聞きたいのは、8ページなんですけれども、本市の小学生、中学生の自己肯定観、自尊感情はどうかという、これは意識調査のようなんですけれども、自分が好きだという割合は、小学生14%、中学生9.6%で低いということで、結論としても、自己肯定観や自尊感情を持っていない小学生、中学生も多いんだということが紹介されておりますが、これ、全国とか県とか、そういうものの比較がないんですが、その辺がどうなっているのか、もしわかれば教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

その前のページ、体力とか学力については比較があるので、大体わかったんですけども、その辺がどうなのかなということをお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○田口委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 ただいまの御質問ですが、水戸市独自で平成26年に調査したものでございまして、比較したものはございません。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

一般的に日本の子どもというのは、自己肯定観がなかなか育まれないというようなことはよく言われているわけなんですけれども、やはりいろんな教育や、あるいは、もっと年が進めば、雇用や所得をきちんと確保する環境だとか、いろんな社会的な要因も相まっての、いろんな今の課題が次々出てきているんだろうというふうに思いますので、後段、いろんな目標が23ページ以降に出ているわけなんですけれども、それぞれについて、やはり関係機関との連携というのがたくさん出てくるんですけども、實際上、どういう機関とどの部分を連携するのかというあたりについても、もう少し具体的にしておく必要があるんじゃないかなというふうに感じました。

教育委員会としてかかわる部分というのももちろんあるでしょうし、もっと、小中学校だけじゃなくて、30歳までということであれば、高校との関係も出てくるでしょうし、そうすると、責任体制はどうなるんだということにもなるんだけれども、やっぱりその辺の整理をもっとしておかないと、計画はできたんですけども、實際上、推進の体制については、具体性がないということではまずいだろうというふうに思いますので、少なくとも掲げたこのそれぞれの目標をぜひ実行できるような取り組みを求めて、意見としたいと思います。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようでございますので、この件について終わります。

次に、4月11日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日、執行部から提出を受けておりますので、説明願います。

大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 それでは、前回の委員会で資料請求のありました、みと好文カレッジを生かした市民センターの事業計画につきまして、提出資料に基づき説明をさせていただきます。

みと好文カレッジにつきましては、本市の生涯学習の中核としまして、機能を充実するとともに、より高度化、専門化する学習ニーズを把握いたしまして、社会の新たな課題に対応した学習プログラムの開発に努めてまいります。また、地区の生涯学習、コミュニティの拠点施設である市民センターとの連携を強化し、生涯学習事業がコミュニティ活動へつながる新たな生涯学習推進基本計画に基づく施策を推進してまいります。

重点的には、3つの事業計画を掲げております。

初めに、1、市民センターにおける社会教育機能の強化についてでございます。

(1)としまして、市民センター所長等への社会教育主事の資格取得を進め、学校、社会教育関係団体、地域住民が協力して行う教育活動に助言を行う体制をつくり、市民センターと学校、地域等のネットワーク化に努めてまいります。

(2)としまして、社会教育主事の資格を持つ職員を含むワーキンググループを設置しまして、これからの市民センターのあり方等につきまして検討、協議をしてまいります。

次に、2、パイロット事業の研究、開発を生かした事業の推進についてでございます。

(1)として、絶えず変化する市民の学習ニーズを把握し、現代的課題に対応した学習方法を研究するとともに、それらの学習機会の充実のため、先進的、専門的なプログラムの開発に努めてまいります。

(2)としまして、市民がみずから地域課題の解決に向けて学習し、地域で生かす学びと実践の一連の流れを体系化するため、今年度に編集、発行する予定でございます実践事例集を活用しながら、地域や団体と市民センターが一体となった協働事業をみと好文カレッジの指導のもと、積極的に展開をしてまいります。

次に、3、水戸市生涯学習サポーターを生かした事業の推進につきまして、(1)として、水戸市生涯学習サポーターチャレンジ講座のさきがけ塾というものを開催しておりますが、この事業の充実を図り、講座修了生である水戸市生涯学習サポーターを継続的に養成、増員、登録しまして、社会の要請に応える事業企画に市民感覚、市民目線を生かして、地域や関係団体の課題や問題の解決に向けた体制づくりの構築を図ってまいります。

(2)としまして、水戸市生涯学習サポーターの学んだ成果を生かし、市民センターにおいて市民と協働した生涯学習事業を推進してまいります。

以上、資料の説明を終了いたします。

○田口委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「このとおりやってもらえばいい」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 よろしいですか。ないようでございますので、この件について終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、義務教育学校の制度が始まりました。昨日の新聞にも載ってございましたけれども、つくば市立春日学園義務教育学校と水戸市立国田義務教育学校が県内で2校、義務教育学校を行っているよと、こういうふうな話があり、水戸の国田の吉井校長さんの談話なんかも載ってございましたけれども——つ

くばがいいとか悪いとかの論議をしているんじゃないですからね。つくばの場合には、義務教育学校の中に、タブレットを使った情報教育とか、それからパナソニックの支援を受けた、いわゆるIT関連の授業を行ったりと、こういうふうな、一つの特徴を持たせた教育をやっているように思っています。

この辺について、水戸市の国田が目指す義務教育学校というのは、ちょっとそういうのを見ると、何か一拍とか、ちょっとどうなんだよと、こういう感じがしないでもないんですが、この辺については、これまで従来も、総合教育研究所の所長さんにもお聞きしていたわけですが、何か新年度を迎えての新たな動きとか、また新たな目標等ができているとすれば、お聞かせいただきたい。また、従来のものをさらに発展、充実させていくんだということであれば、それはそれで結構だと思います。

○田口委員長 小野総合教育研究所長。

○小野総合教育研究所長 ただいまの御質問でございますけれども、今年度、国田義務教育学校はスタートしたわけございまして、今いろいろなところで、これまでの予定どおりのことを進めているところでございます。

今、委員さんのほうからの御質問にありましたけれども、国田の特徴というものにつきましては、これまでいろいろなところで御説明させていただきましたけれども、それにプラスアルファで、何かあるかとおっしゃられますけれども、基本的には、これまでのものをさらにきちっと発展させるということと、それから、国田で今、実績をつくっているところ、これを水戸市内のほかの、いわゆる小中連携を中心とした学校のほうに進めたいということを考えているところでございます。

それから、もう一つ、英語のほうでいろいろと、国を初めとして、英語力という形で、かなり話題が出てきているところもありますけれども、これまでやってきたものがどれだけ充実しているかということ、さらに調べていきたいというふうに考えているところでございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この学校というのは子どもさんが対象ですから、その成果が、例えば幾らもうかったとか、これがどうなったとか、そういうことではないということは重々承知しております。しかし、県内2校だという流れの中で、やっぱり義務教育学校というのは、それぞれの県民の皆さん、市民の皆さん方が注目している新たな事業だと思います。つくばは4・3・2制という形でスタートしました。水戸は4・4・1制という形でスタートしたわけです。やっぱり、私は水戸の人間ですから、この水戸の新たな義務教育学校のあり方というのは、県内の推進役であってほしいと、こういうふうに思っています。

したがって、教育委員会、当然ながら総合教育研究所が持つ役割というのは、やっぱり新たなメニューづくりとか、新たな指導指針とか、そういうものを模索しながら、逆に言うと、英語に特化しているんだということであるとすれば、水戸の英語、国田義務教育学校はすごいよね、水戸はすごいねと、こう言われるような成果をやっぱりぜひ上げていただきたい。それをもとに、国田でこんなやり方をしたんだから、こんなんだから、ほかの学区でもやろうよということになれば、説得力がなかなかないのではないかと。こういうふうに思っていますので、ぜひこの辺は気合いを入れて、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう一つ、社会福祉協議会のことでお伺ひします。

実は社会福祉協議会は、合併によって新たにスタートいたしました。それで、新年度になって、いわゆる

今の社会福祉事業団は事業団としての役割、それから、協議会は協議会としての役割を尊重しながら、新たな事業づくりというのを行っているんだというふうに思っています。しかし、ちょっと変な話がございまして、私も危惧しているんですけども、協議会が運営している、いわゆる老人福祉センター、それから、いろんな施設がございましてね。これが、ある場所は職員が全員かわっちゃったんですよ。近所の人が行ったら、あんた誰と言われた。こんな人事って、おありになるんですか。

幾ら出捐金がなくて、俺らは議会に報告義務がないよということをやったとしても、水戸市から金が出てくるんですから、給料が。そういう流れの中で、近所の町内会長が行ったら、あんた誰と言われたと。それはどこの施設なんですか。地域の施設じゃないんですか。個人の施設じゃない、地域全体、そのエリアを持っている地域の皆さん方が利用しやすいように働いてもらうことが、この職員のあり方ですよ。いまだに体質が変わっていない。前より悪くなったような気がします。

その後、ちょっと私も気になったので行ったら、何か知らないけれども、私が議員だということからすれば、当然愛想よくなりますよ。やっぱり僕は、市民センターとか、それから、こういう老人福祉センターとか、いろんな障害者施設とかというのは、市民とともに一緒に歩くという職員の姿勢が大事なんじゃないかなと思うんですよ。私たちは私たちの仕事をやってりゃいいんだと、あんたらから給料もらってねえ、私らは市からもらっているんだと、こういう考え方があるから、町内会長さんや近所の方が行っても、あんた誰ということになるんじゃないか。こういうふうに思うんですが、この辺については、何かお聞きになっているか、もしくは何か感想がありますか、私の言ったことで。私は、何人かの方からダイレクトに受けた話をまともにしています。

○田口委員長 小山福祉総務課長。

○小山福祉総務課長 ただいまの御質問というか、御指摘なんですけれども、事業所の職員の配置につきましては、今後、社会福祉協議会のほうに調査をかけた上で、あとは今後、地域と連携した事業の展開など、地域と密接な関係を持ちながら事業展開をしていくように、社会福祉協議会に対して指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これ、どこまでが管理しなくちゃいけないかという管理範囲というのは、僕はあると思うんですよ。だから、一々人事まで、課長のところに相談をしてやっているということでないのは十分わかっている。しかし、基本的に、顔を変えないというのが出先機関の仕事じゃないですか。例えば、所長がかわったら、次長はかわらないんですよ、普通は。そして、連携をするんですよ。つながんですよ、地元と。

こういうことが本来、やっぱり行政の出先としての基本的な考え方。もしわからなければ、町内会長さんの名前と顔写真ぐらいはちゃんと継承するとか、スナップで撮った写真だって何だってあるじゃないですか。やっぱり人が来たときに、御苦労さまでしたとか、来ていただいてありがとうございますということが、行政の出先機関のあり方ですよ。そういう気持ちがないから、あんた誰という話になっちゃう。このことは、やっぱりもう少し、出捐金を伴わない外郭団体であっても、議会としてもきちんと、我々も監視していく必要があるのではないかなと。

それから、もう一つ、社会福祉協議会については、市長の考え方の中に、決算報告はしないけれども、せめて文教福祉委員会ぐらいには決算を提供して審議をしていただくみたいなお話があった中で、合併という話になったんですが、これについてはどういう状況で、前、出澤課長がやっていたので、小山課長は受け継いでおられますか。

○田口委員長 小山福祉総務課長。

○小山福祉総務課長 社会福祉協議会の決算や事業報告につきましては、これまで社会福祉事業団が出捐金を出していたということで、議会のほうにも報告をしていたということがございます。今回の社会福祉協議会との合併に伴いまして、出捐金がないということで、議会のほうへの報告というものがなくなってしまうということだったんですけれども、社会福祉協議会については文教福祉委員会のほうで、何らかの形で報告をしていくということで、議会のほうでも答弁をしておりますので、今後機会を捉えまして、文教福祉委員会のほうに決算報告等について報告してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうしますと、今の話は合併後ですから、この4月から来年の3月までの決算は再来年の文教福祉委員会になるという。今年度の決算については、社会福祉事業団については、一般の決算報告の中に入るという考え方でいいですか。それで大丈夫ですか。

○田口委員長 小山福祉総務課長。

○小山福祉総務課長 平成27年度の決算につきましては、社会福祉事業団のみの決算報告になってしまうかなと考えております。平成28年度の決算等については、来年度の社会福祉協議会の中の決算ということで、文教福祉委員会のほうで御報告をさせていただきたいと考えております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 せっかく副市長さんがおいでになったので、私のほうからちょっと申し上げておきますけれども、決算というのは、結局、例えば出捐金があるなしにかかわらず、やっぱり予算は審議しているんですよ、議会が。そうですね、人件費をやっていますよね。その人件費もしくは経費がかかっている予算を、やっぱり議会に報告がなくていいのかどうかというのは、これは総務環境委員会の問題かもわからないけれども、特に社会福祉協議会だけのことを言えば、やっぱり委員会で3月に予算を審議しながら、何に使ったんだかわからない委員会なんてあり得ない。僕はそう思うんです。

したがって、この辺については、やっぱりしっかりと庁内の考え方をまとめていただいて、そして、いわゆる執行部には執行権がありますけれども、我々は議決権と監視権があるわけですから、しっかりとしたその機能を果たさなければならぬというのが我々の仕事ですよ。したがって、そういうことについても、しっかりともう一度、庁内で御検討いただいて、そして、そういった部分については、基本的な考え方を後でお示しいただければというふうに思ひます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 今日質疑する考えはないんですが、次回お聞きしたいことがございますので、今日言っておき

たいと思います。

待機児童の問題なんですけれども、子ども・子育て支援事業計画におきましても、速やかにゼロにする、水戸市の目標としては平成29年度を目標にしているというふうに思いますが、例年4月と10月と待機児童の状況が各自治体から県に報告がされる、今そういうタイミングかなと思っておりますので、水戸市は現時点でどうなっているのかということについてお聞きしたいと思います。

この5年ぐらい、経年変化として、4月と10月時点でどういうふうになっているのか。あるいは、待機しているお子さんの年齢区分はどうなっているのか。また、県内の自治体の状況比較についても、県の報告に基づいてお聞きしたいと思っておりますので、可能ならば関連する資料も、基本的には毎年この時期の問題ですので、ただ、こちらから要求しないと、執行部のほうでは御説明されないような気がするので、お聞きしたいと思っておりますので、次回、可能ならば、そういう資料も用意いただけないかということであります。

以上です。

○田口委員長 ただいま田中委員のほうから、待機児童に関しての資料の請求がございましたが、委員会として請求してよろしいでしょうか。

〔「次回って明日じゃないでしょう。明日も委員会やるから、来月の委員会でいいんでしょう」「来月は定例会だから、定例会前の委員会」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 定例会前の委員会のその他で。

〔「いや、それまでに執行部が用意できるかどうか」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 じゃ、定例会前の委員会の……

〔「執行部に聞いてやりなよ、準備できるかどうか」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木幼児教育課長 ただいまの件でございますが、県のほうに報告した後の報告になると思いますので、県の報告の日時次第でございますが、きちんと報告したいと思います。

〔「5月には間に合わないということを言っているんだろう」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 今度の委員会には間に合わないということですね。

鈴木幼児教育課長。

○鈴木幼児教育課長 まだ日程のほうが、県のほうから報告の日時が来ていないものですから、はっきりここでできますとは言えないんですけれども、県に報告が間に合っていれば、報告はもちろんします。

○田口委員長 じゃ、その時期を見ながら進めていきたいと思えます。資料請求のほうもよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 じゃ、そのようにさせていただきます。

それでは、この件について終わります。

以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。



御苦労さまでした。

午後 零時10分 散会